

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及び求人の充足を容易にするために求人者に対する専門的な相談・助言(日本国内において行うもの及び送出し国において行うもの)。	雇用契約の成立した特定技能外国人 1 人について当該特定技能外国人の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50%以内 手数料の負担者は、求人者とします。
職業紹介事業に従事する役員・職員の報酬	雇用契約の成立した特定技能外国人 1 人あたり、 50万円以内 手数料の負担者は、求人者とします。
特定技能外国人の選抜に係る監理団体職員の送出し国への渡航費・宿泊費等	雇用契約の成立した特定技能外国人 1 人あたり、 50万円以内 手数料の負担者は、求人者とします。

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号 41-ユ-300026

事業所の名称 佐賀経友会事業協同組合

事業所の所在地 佐賀市木原二丁目 3 番 20 号